【別添１】

令和９年度版職員採用案内パンフレット及び動画等制作業務委託　審査基準表

審査項目		審査内容	適・不適
1	価格	・企画内容に見合う適正な価格となっており、必要経費が適切に計上されているか	**適・不適**

審査項目			審査内容	配　点
2	業務の実施方針等	実施体制	・本業務を適正に実施するための組織体制、人員体制が整っているか	**10**
		スケジュール	・業務実施のスケジュールが現実的で妥当なものか	
3	デザイン・レイアウト		・インパクトがあり、採用試験の受験者となる年齢層に強くアピールできるものか　※×２	**20**
			・色調や構成は、見やすく、分かりやすいものか	
			・次のアクション（HPアクセスや公式アカウントの追加）を起こしたくなる仕掛けであるか	
4	キャッチコピー		・斬新さやインパクトがありアピールできるものか	**10**
			・趣旨にあったものか	
5	動画構成		・趣旨を理解し、県職員の業務内容や魅力が伝わり、興味を喚起するものか	**5**
	啓発物		・インパクトがあり、興味を喚起するものか	**5**
小　　計				**50**

【審査方法】

１　各委員は、各項目について審査を行い、採点する。
なお、価格については適・不適で判断を行い、業務の実施方針、デザイン・レイアウト、キャッチコピー及び動画構成については５段階評価（※）で採点する。

２　全ての委員の点数を集計する。

３　集計の結果、合計点数が最も高い参加者を受託者として決定する。点数が同点の場合又は得点差が僅差等の場合は審査委員会で協議を行い、審査委員長が最も優れた参加者を受託者として決定する。

４　委員の合計点数が最低基準点である１８０点（満点３００点×６割）以上になった参加者がいないときは、受託者を決定しない。

５　参加者が１者だけの場合、委員の合計点数が最低基準点である１８０点（満点３００点×６割）以上になったときは、その参加者を受託者として決定する。

※【評価基準（5段階）】

基準点	内　容
5	標準より非常に優れた提案
4	標準より優れた提案
3	標準的な提案
2	標準よりもやや劣る提案
1	標準よりも劣る提案